

不動産公売情報

長与町役場にて不動産公売を実施します。

●最低見積価額

8,140,000円

※入札参加にあたり、
公売保証金820,000円が必要です。

●公売財産:長与町三根郷(長与ニュータウン)の土地・建物

- ・土地:2筆 宅地 504.25㎡ 山林 38㎡
- ・建物:木造瓦葺2階建 1階 125.47㎡ 2階 35.54㎡

●入札日:平成30年11月15日(木)

- ・受付時間: 13:30~14:00
- ・公売説明: 14:00~
- ・入札時間: 14:30~14:50

●売却決定日:平成30年11月22日(木) 11:00

- ・代金納付期限:平成30年11月22日(木) 11:30迄

(注意)直前に公売を中止する場合があります。

事前に公売実施について担当課までお問い合わせください。

(公売についてのお問い合わせ)

長与町役場 収納推進課 095-883-1111

不動産公売とは・・・

公売とは、町税の滞納により差押えた納税義務者の財産を強制的に売却し、その売却代金を滞納となった町税に充てる手続きです。

長与町の公有財産ではなく、納税義務者の財産であるため、買受人は納税義務者の権利をそのまま引き継ぎ、「現況有姿」にて財産を取得することになります。

また、正常取引とは異なり、強制的に売買を成立させるため、公売にて取得した財産を返品することはできません。

公有財産の売却と町税徴収のための公売は、全く異なるものです。

参加に際しての注意事項

- 公売財産は、事前によく確認し、登記・登録のあるものについては、関係公簿などを閲覧した上で入札してください。
- 「公売公告」に掲載されている公売財産について、直前に公売を中止する場合がありますので、ご了承ください。
- 建物は立ち入ることができず鑑定評価を行っていないため、間取り、損耗程度、アスベスト使用有無など不明です。
- 土壌汚染対策法の規定については、指定及び解除の履歴はありません。
- 土砂災害警戒区域指定については、公売財産の一部が警戒区域（通称：イエローゾーン）に指定されています。
- 町は公売財産の引き渡しの義務は負いません。公売財産には、居住者がいますが、財産内の動産類の撤去、居住者の立退き、前所有者からの鍵の引き渡し等の話し合いは買受人の責任で行ってください。
- 土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 町は瑕疵担保責任を負いません。
- 公売財産の面積等は公簿上によるものです。現況と相違する場合は現況優先とします。
- 公売財産は消費税の課税財産と非課税財産が混在する財産ですが、入札価格をもって売却決定とします。
- その他詳細については、担当課へお問い合わせください。